

つかってみませんか？

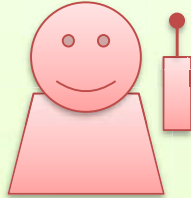
災害ホットラインサービス

～**弁護士**による災害問題に関する無料の相談サービスです～



ご相談の流れ

①弁護士会のスタッフが弁護士を紹介します

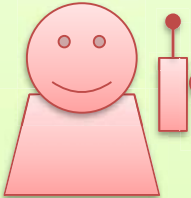


災害ホットライン希望です。
台風の被災に関して、心配なことがあるのですが。

わかりました。おって弁護士から連絡が来ますので、しばらくおまちください。



②担当弁護士から連絡が入るので、心配ごと・悩みごとをお話してください



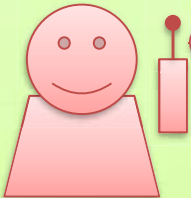
はじめまして！弁護士の〇〇です。

実は……。

…そうですか。それであれば、直接お会いして相談したほうがよいかもしれませんね。



③必要に応じて、弁護士と面会相談をしてください



直接相談できるのはうれしいです。

資料をご持参の上、いらっしゃってください。



03-3581-1511

（霞が関法律相談センター）

- ・ご利用の際には「災害ホットライン希望」とお伝えください
- ・電話受付時間は平日（月～金）10:00～15:00迄となっております

042-548-3800

（東京三弁護士会多摩支部）



東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会

※ホットラインへの電話は通話料がかかります（弁護士からの折り返し電話は無料です）。

※電話相談については、15分程度とさせていただきます。

※お住まいの地域等によっては、無料面談相談も可能です。